

令和元年度 第7回 国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時	令和2年1月31日（金）19時00分から21時00分まで	
開催場所	国立市役所1階 東臨時事務室	
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 小林理人（国立市立小中学校校長会） 小澤崇文（国立市私立幼稚園協会） 吉田 順（国立市私立保育園園長会） 中里 敦（公益財団法人東京YMCA） 佐藤絹子（日本放送協会学園高等学校） 佐藤昌文（市民） 野島美佳（市民） 羽生久美子（市民）
	事務局	松葉 篤（子ども家庭部長） 島山雄一郎（児童青少年課児童・青少年係長） 川島慶之（児童青少年課長） 山本俊彰（子育て支援課長） 清水 周（施策推進担当課長）
欠席委員	堀井雅道（国士舘大学） 熊川英里（東京都立第五商業高等学校）	
議 事	<p>（1）第二期国立市子ども・子育て支援事業計画及び第2期国立市放課後子ども総合プランの答申案について</p> <p>（2）「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価）の報告・評価について</p> <p>（3）「第三次国立市子ども総合計画」新規重点的取組みについて</p> <p>（4）「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みにおける「子どもの権利」に関する継続審議について</p>	
傍聴人の数	3名	
配付資料	<p>会次第</p> <p>資料No.1 第二期国立市子ども・子育て支援事業計画 答申案</p> <p>資料No.2 「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に対するパブリックコメントの結果</p> <p>資料No.3 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価）</p> <p>資料No.4 「第三次国立市子ども総合計画」新規重点的取組</p> <p>資料No.5 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価） 「子どもの権利を守る体制づくりの推進」 「子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進」</p> <p>資料No.6 「子どもの権利を守る体制づくりの推進」及び「子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進」に係る前回議論内容のまとめ</p> <p>資料No.7 「国立市子ども総合計画審議会」の今後のスケジュール（案）</p>	

【会長】 それでは、定刻となりましたので、これより令和元年度第7回国立市子ども総合計画審議会を開催いたします。

委員の皆様につきましては、本日、9名のご出席をいただいております。これは、国立市子ども総合計画審議会条例第8条第2項で、「会議は、委員及び議案に係る特別委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっておりますが、以上のとおり、本日は定足数に達しておりますことをご報告いたします。

それで、今日は8時半ぐらいを目途に議論を進めていただければというふうに思います。

今回も、事業計画と総合計画、両方にまたがって、議題が準備されておりますけれども、いずれの計画も、今後の国立市の子どもの施策の今後の方向性というものを方向づけるような議題になってきますので、ぜひいろいろご意見、ご質問等、活発に出していただければというふうに思います。

まず、資料の確認をさせていただきます。事務局より、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料について、確認させていただきます。

まず、本日の第7回国立市子ども総合計画審議会の次第というA4ペラ1のものがあると思います。そちらに、配付資料については1から7番まで記載しております。全てクリップにとめておりますので、こちらが7件あるかどうかをご確認いただければと思います。以上です。

【会長】 何か不足している資料等、大丈夫でしょうか。ないようでしたら、次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、次第の2のところですが、第二期国立市子ども・子育て支援事業計画及び第2期国立市放課後子ども総合プランの答申案についてということで、資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料No.1とNo.2を合わせてご覧いただければと思います。

素案等については、第4回の審議会において、支援事業計画については皆様にご議論いただいたところでございます。その後12月16日までの期間において、市民にこの支援事業計画の素案を公表して、パブリックコメントを募らせていただきました。また、この支援事業計画につきましても、国立市議会の福祉保健委員会に12月16日、同じ日にしたんですけれども、その日に付させてもらって、議員の皆様からの意見をいただいたところでございます。

その意見等を反映させた形のもを本日、ご用意したところでございます。資料は、事前に皆様のほうにもデータで送付させていただいておりましたが、大きな変更点のみ、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、資料No.1の表紙を見ていただきたいと思います。一番最初の表紙のところ、計画の下に赤字で「～自分らしく輝き、色々な「大好き」を見つけられる子どもを育てる～」というサブタイトルを付かせてもらっております。こちら、福祉保健委員会において議員の皆様の方からも、こちらの計画の方向性を示すサブタイトルの付記はしないのかというような意見がありまして、事務局のほうでたたき台を今、考えてつけているものでございます。あくまでまだ、たたき台のものになっておりますので、審議会の委員の皆様から、こちらのサブタイトルについては、意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、全体を通じてなんですけれども、和暦表記だけになっていた部分がほとんどだったんですが、入れられる限りについては全て西暦の表記を括弧書きで付かせてもらっております。なので、全体の年のところについては、赤字で横に西暦が付されている形で、ご活用いただければと思います。

続きまして、計画の56ページ、57ページをご覧ください。こちらに3番の「質の高い教育・保

育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実」という項目を記載させてもらっております。こちらは、もともと今後の教育・保育の提供及び支援事業の充実観点で、幼児教育推進プロジェクトの件と、事業側の件について、もともと皆様にお示ししていた素案においても示していたところなんですけれども、こちらのほうについて、くにたち子どもの夢・未来事業団のほうにも文面を確認してもらった上で、より具体的な内容の付記ができないものかというふうに、こちらも福祉保健委員会のほうで意見をいただきましたので、それに沿って、事業団のほうと協力して、文面を追記させていただいております。それがここの赤字で書いている内容になっておりますので、こちらもご確認いただければと思います。

他、大きな追加点としては、その次の58ページに、子育て世代包括支援センター事業についての詳細を付させてもらっております。こちら丸々と1ページの中に文字を付させてもらってますが、これも前回まで皆様にご審議いただいた資料においても、このセンター事業の件については、言葉としては出していたんですけれども、詳細説明が足りていなかったというところでもございましたので、こちらについて新たに付記したところとなっております。

その他、あとは文字の修正とか語尾の修正等を加えたところが、主なところになってございます。

一番最後ですね。139ページ以降に、この計画における用語解説というものを新たに付させてもらっております。ここも、新たに追加したために、全て赤字で示しております。このような形で、必要用語について、説明書きを加えさせてもらっておるところでございます。

資料No.1については以上でございます。

合わせてNo.2についても、説明をさせていただきます。No.2が、ぺら1の両面の資料になっておりますが、そちらが、素案に対するパブリックコメントを実施した結果について示しているものでございます。パブリックコメントの実施期間は、11月25日の月曜日から12月16日の月曜日までという形です。意見数はこの下に表で、全て9件載せておりますが、意見の提出者数、提出して下さった人の数でいいますと、2名という形になっております。要するに2名の方から、それぞれ幾つかのご意見をいただいたというような形になってございます。

こちら、計画に直接関係する意見につきましては、5番目のところまででございます。以降には、幾つか児童福祉に関する忌憚のない意見をいただいたというところで、その他という形でまとめさせてもらっています。簡単な書き方ですが、左側に概要、意見です。それに対する市の見解を右に付させてもらっておりますところとなっておりますので、ご確認いただければと思います。

簡単ですが、こちらについての説明は以上でございます。

【会長】 それでは、もう答申間近の事業計画ですけれども、中身の赤字のところは、これまで一つ一つ、この場で議論をしていただいて、いろいろ意見を出していただいたりしてきたものになってくるとは思うんですけれども、その中身と、あとは表紙の副題ですね。副題を少しわかりやすくつけていこうということで、ご提案いただいたわけですけれども、いかがでしょうか。何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。どうでしょうか。

副題は、何か前回の事業計画は、私もあんまり記憶にないですが、「子育て・子育てに責任を持つ」というふうに書いてあります。今回の「自分らしく輝き、色々な「大好き」を見つけられる子どもを育てる」という案になっていますが、いかがでしょうか。何か羽生委員とか、何かございますか。

【委員】 自分の子どもにはこうあってほしいという気持ちですけれども、素敵です。

【会長】 ここに書かれていることは、今、羽生委員がおっしゃったように、何かほんとに全ての

子どもにこうあってほしいというふうなことをつけているかなというような印象はあります。もっとこういう点がとか、そういう意見が、もしあるようでしたら出していただきたいと思います。内容に関してでも結構ですが。

この副題が出てきた背景みたいなのところも、簡単にちょっと説明いただけますか。

【施策推進担当課長】 すみません。清水です。この副タイトルを出させていただいたのは、福祉保健委員会のほうで素案のご報告をさせていただいたときに、基本的に市の計画って、名前も「国立市子ども・子育て支援事業計画」という非常に硬い、これは法定のものなので、こういう名前をつけざるを得ない部分はあるんですけども、ちょっと硬くて、国立市として、この計画を通して何を目指そうとしているのかということ、一言で表すことはできないのかというご意見をいただきました。そういったものがないと、中は法定のものなので、ちょっと硬めにはなるけれども、市として、どういった方向性を希求していくのかということ、端的にあらわせるようなサブタイトルがあったほうが、よりわかりやすくなるだろうというご意見をいただきましたので、では、サブタイトルを考えていこうということになりました。

そのサブタイトルを考えるに当たっては、今回この事業の計画の中でもご説明をさせていただきましたとおり、国立市として、子どもの新しい、これまでの保育園の民営化ということともかかわりがありますけれども、これからの子どもの幼児教育の推進といったことについて、市と手に手をとって進んでいく事業団を今回つくりましたし、その事業団には汐見先生を理事長としてお迎えするということもありしたので、汐見先生のご意見等も参考にさせていただきながら、「「大好き」を見つけられる子ども」というようなキーワードということを織りませさせていただきながら、この仮のサブタイトルをつけさせていただいたところでございます。

【会長】 という感じなんですけれども。ただ、このサブタイトルですと、どちらかというところ、子どもが支援の客体みたいな感じの印象もあるので、これでもいいし、あるいは子どもを主語にして、一人ひとりの子どもが自分らしく輝き、いろいろな大好きを見つけられるまちづくりを目指していく、そういう形でもいいかなとか。なかなかありませんけれども。

佐藤さんとか、ふだん子どもに接していて、何かありますか。

【委員】 先ほどおっしゃっていたように、国立自体が子どもを育てていくようなまちに変わっていくのか。確かに親と子どもを育てるといって、どちらかというところ保育とか、そういう面も担えるというか、それはあるかもしれないですね。

【会長】 保育なんかでも……。

【委員】 そうですね。こういうような……。

【会長】 こういった考え方は少しこう適用できるような感じですかね。

では、よろしいですか。

【委員】 今、会長の話を聞いていたら、やっぱり主体は、子どもはもともと育つ力は持っていて、それが育てられるような環境を国立市が整えさえすれば、自ら育っていくなどは思ったので、何か主語は確かに子どもでもいいのかなんて、今、聞いていて思いました。でも、これでも全然、違和感はないんですけども。

【会長】 これ別に、細かい文章までここで決めなくてもいいんですよ。

【事務局】 はい。

【会長】 あとは。

【施策推進担当課長】 もしこちらで、今のご意見等も、皆様からの意見をいただいて、一任していただければ、またメール等で、ちょっとご案内をさせていただきますけれども、今の、子どもを主体にした形での表現みたいなことは考えていきたいと思えます。

【会長】 あんまり汐見先生に文句言う形になっちゃうと、まずいですけど。わかりました。

あと、中身に関してはいかがでしょうか。よろしいですかね。これまでも事務局より説明いただいて、いろいろご意見を出していただきましたが、各事業について見開きで示されていて、これまでの取り組みと、そこでの実績、課題。さらにはニーズ調査からの抜粋。そして、ここでも、さまざまご意見を出していただきましたが、今後の方向性ということで、考え方なども載っかっていて、前回の計画よりも、中身は一つ一つ難しいんですけども、わかりやすくまとまっているかなという印象があります。

どうぞ。

【委員】 質問というか、してもいいですか。事前に読んできたんですけども、121ページとか122ページあたりの特別な支援の子どもの施策の充実というところで、読んでいて、現在、児童の発達を支援、ちょっとこの文章とはあんまり関係ないかもしれないんですけども、児童の発達を支援する一つとして、しょうがいの子たちが通所する事業所への連携の強化とかも、122ページのほうには書いてあるんですが、養育の担当者とか保育士さんとかOTやTPの人が、保育園や幼稚園や小学校や中学校に巡回する支援事業みたいなのは、国立のほうにもあると思うんですけども、保護者から依頼があれば、そういう通園や通学の支援みたいなのを得られるのかなと思うんですが、保護者自体が、なかなかまだ周知してなくて、強化対策というふうにはなっているんですけども、何かそういう保育所などの訪問事業みたいなもの、支援という宣伝みたいなものとかって、国立市、どうしているのかなというのが、ちょっとこの文章からというよりも、実際どういう動きがあるのかを、もし国立市として何かやっていることがあれば、ちょっと教えてほしいというのが質問なんですけれども、いろいろこう……。

【会長】 いかがでしょうか。

【子育て支援課長】 山本でございます。発達支援のほうを担当させていただいておりますので、私のほうからお答えさせていただければと思います。

しょうがい児、特に発達しょうがいのほうをお持ちのお子さんに関して、保育園とか幼稚園、学童保育所への巡回相談といったものを、こちらの子育て支援課の子ども保健・発達支援系のほうで、実施させていただいております。

内容といたしましては、臨床心理士、また医師といった方に、各園を年2回から3回、巡回していただいて、いろいろ発達に個性をお持ちのお子さんに関して、実際に見させていただいて、園の方とお子さんとのかかわりとか、また親御さんの教育の仕方といったところに関して、こちらのほうから助言をさせていただいて、お子さんの養育に関してのご相談を進めるような事業等をまず今は実施させていただいているところでございます。

【委員】 そういうのがあるよというのを事前の、個別的に伝えていっているような感じなんですか。

【子育て支援課長】 各園に年度の初めに、こういう事業がございますので、ぜひご利用くださいということで、ご案内させていただいて、で、各園でお申し込みいただいて、訪問させていただくといったような形ですね。

【委員】 実際にそういう利用者の人、利用も結構活用されている現状があるんですか。

【子育て支援課長】 そうですね。今、全ての保育園、幼稚園、学童等に行かせていただいておりますので、ご利用いただいておりますし、見させていただくお子さんの数も、かなり多く、こちらのほうで、見させていただいています。

【委員】 保護者から希望があっても、そういう人から見てもらったりすることも可能ですか。

【子育て支援課長】 あります。保護者の方からのご希望を園のほうで受けていただいて、保護者の方からもぜひということで、声がかかったので、園からお申し込みいただいて、こちらから入会のお申込みをさせていただきます形となります。

【委員】 窓口は、保育園とかそういう教育機関が窓口。

【子育て支援課長】 実際に子ども保健・発達支援係のほうにご相談をいただいて、個別に職員のほうが園訪問などをさせていただいて、当然、園のほうにご協力いただいたんですけども、そういった形の取り組みもさせていただいております。

【委員】 ありがとうございます。ちょっとそこが気になったので。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

それでは、こちらに関しては今、幾つか出されましたご意見を踏まえて、最終答申案を作成いただくということにしたいと思います。

それでは、次のところに行きたいと思いますが、3番目の「第三次国立市子ども総合計画」の重点的取組みの達成状況についてということで、それではまず、資料の説明を事務局よりお願いいたします。

【事務局】 資料No.3をご覧ください。こちらが前々回、前回と議論いただいた子ども総合計画に記載する重点項目の、残る項目をまとめている資料でございます。このNo.3の中に全部で7件分、とじさせてもらっておりますので、まず順に簡単にご紹介させていただきますので、ご意見等いただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず一番最初の案件が、子ども虐待対策の充実という案件で、総合計画の49ページに、内容は記させてもらっているものでございます。こちら、3つの事業について掲げております。こちらですが、本日配付している資料No.1の支援事業計画の中で、70ページもあわせてご確認いただければと思うんですけども、70ページにおいても、ここに係る議論等は、同じようにさせていただいた経過があります。なので、ここに記載させてもらっているとおりになりますけれども、例えばセンターの相談体制の充実という件については、28年度より正規の虐待対策ワーカーを1名増員したと。実務者会議前に、関係機関との情報共有を徹底していること。支援のネットワークの拡大を図っていること。また、ネットワーク連絡会の仕組みや支援方法について、リーフレット等で周知を図っていること等、ここに記載しておりますが、より細かい議論は事前に諮ったところによりますので、その上で、こちらを評価いただければと思います。

達成度は「中」というふうに書かせてもらっています。理由としては、こちらの③番に記載させてもらっているとおりで、小中学校及び保育園、幼稚園との連絡会議を実施することにおいて、まだまだ理解を求めていく必要があるということ、理由として掲げさせてもらっております。

続けて、内容の説明をさせていただきます。2つ目が、こちらは「主人公はこども」と捉えた児童館事業の強化推進という項目でございます。子ども総合計画の73ページになってございます。こちらは、児童館において取り組んでいる事業5つを重点的取組みを取り上げておるところでございます。

が、ここにおいても、「カンガルー広場」という単語が出ております。こちらが、資料No.1の支援事業計画の64ページ、地域子育て支援拠点事業という項目においても、同じく議論を事前にさせてもらったところがございます。カンガルー広場の利用率等も、そこでお伝えしたとおりの数字と同じですが、28年度以降、昨年度まで4,000人前後で推移してということ。また、「ここすき！」の事業を開始したことということも、あわせてここに記載をさせてもらっています。育児相談等も受けられる形になっておりますけれども、基本的にはカンガルー広場としては、保護者同士のつながりができる場としての側面が大きいので、現状、深刻な相談には至っていないというところは、書かせていただいているとおりでございます。

また、職員向け研修というものを行っておりますので、事業等の内容としては記載させてもらっております。

達成度は「中」というふうにさせてもらっております。まだまだOJT等で、職員の技能・スキル向上というものも望み、見込みがあるということの記載しているところです。

これについても、④番に記載しているとおりになりますが、矢川プラスの設立が令和4年に控えておりますので、そのことを踏まえた形で、今後の発展等について記載をさせていただいたところがございます。

すみません。そのまま引き続き説明をさせていただきます。次のページです。矢川公共用地（都用地）に子育て支援関連施設整備を検討する事業ということで、こちらは、総合計画の78ページに掲載しているものでございます。

こちら、1つ前の件でも少し触れました矢川プラスの検討について、書かせてもらっているところがございます。こちら達成度は、まだ完成に至っておりませんので「中」としてしておりますが、現状としては、市民意見等を交えて、ここまで、コンセプト等、あるいは基本設計等を議論してきたことについてお伝えをさせてもらっております。

また、ここにも少しトピックで入れ込むというか、「現状」にいろいろ書いてあるんですけども、子どもが利用する施設が、この中に入ります。それに当たって、中高生との意見交換等を実施しながら、中に何をを入れるのかといったことは、いろいろなやりとりをさせてもらっているということについて、ここに付記をさせてもらっております。

続けさせていただきます。4つ目が、様々な子どもの体験・交流事業の推進でございます。こちら、所管課が複数課にまたがっております。児童青少年課のほか南部地域まちづくり課、環境政策課になってございます。総合計画においては82ページに示させてもらっております。

こちらは、プレーパーク事業等がそれに該当するものですので、そこにプレーパークというのも紹介をさせてもらっているほか、あとは平成28年度以降、農業体験学習施設「さとのいえ」においても、農業イベント等を開催しながら、子どもさん等を集っているということがありましたので、それらについて記載させてもらっています。

公園PRマップについても、推進の中で掲げている事業になっておるんですが、こちらはまだ現在作成中ということですので、この計画を踏まえて、達成度としては「中」というふうには書かせてもらっております。

この方向性については、4番のほうに書かせてもらっているとおりでございます。

プレーパークについては、委託事業者が高齢化している。事業者が高齢化していることから、今後、事業者も、その点についても改めて検討しなければならないのではないかと、事務局側が

懸念しておりますので、そういったことも少し加えた形で、記載させてもらっております。

そのまま続けさせていただきます。5つ目です。「第五次男女平等・男女共同参画推進計画」に即した事業の推進ということでございます。こちらは、総合計画の123ページに示しているものでございます。

こちらについては達成度、「中」としてございます。

内容としましては、平成30年5月に高架下に「くにたち男女平等参画ステーション パラソル」を開設したこと。また、職員向けのLGBTの研修等を行っていること等を記載させてもらっているほか、市立小中学校の保健指導に合わせて、小学4年生、中学1年生に対しては、多様な性に関する授業といったものも実施しているということ、ここまでの現状として記載させてもらっています。

裏面ですが、東京レインボープライドというイベントにおいても、国立市がブースという形で出展をしています。ここで、LGBT等の理解と周知等を図っているというところでございます。

それから、「中」の理由は②に記載しているとおりですけれども、目標値等に、それぞれがまだまだ満たない数値結果が今の現状の評価事項では上がっているということが、理由になっています。例えば市の審議会・委員会等の附属機関のうち性別比率が男女共に30%以上のものは、割合目標値66%に対して、30年度時点はまだ40.74%であったということで、目標値には届いていなかったといったことが、「中」の理由でございます。

今後は、事業について推進をしていくということに記載させてもらっております。

続きまして、あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進ということで、こちらは総合計画の132ページに示している重点項目でございます。こちら、冒頭「(仮称)安心・安全まちづくり条例」の制定といったことを掲げていたものでございますが、こちらについて、平成31年4月に施行されました国立市人権平和まちづくり条例との関係性の整理が必要になったということから、法定を予定していた条例の制定という形ではなく、安心して暮らせるまちづくり計画を作成する方向で進めるという形になったことを、ここの「現状」のほうで示させてもらっております。

そういったことで、現在策定中ですので、制度としては「中」というふうな形でさせていただきます。

最後になります。国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討する事業ということで、こちらは総合計画の135ページに示しているものでございます。

こちらは、南口複合公共施設整備基本計画(素案)に基づく子育て支援機能の整備の検討ということ、事業として上げていきましたが、達成度は「中」としてございます。

現状は、この計画策定、平成29年2月に策定し、公共施設機能の一つに子育て支援機能を位置づけているというところですが、令和4年の開設を目指して、準備を進めていきましたが、旧駅舎再築用地に隣接する場所におけるJR東日本さんの土地利用の考え方が、新聞報道で明らかになったということから、議論が、調整等が必要になったということがありましたので、まだ検討中という形です。もちろん達成度は「中」というふうになっております。

以上で、残る重点的取組みについて、駆け足ですが、説明させていただいたところでございます。こちらの評価等を含めまして、皆様にご審議いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

【会長】 今、中間評価ということで、7つまとめてご説明いただきましたけれども、それぞれの事業について担当している所管課のほうで、これまでどう取り組んできて、それに対する自己評価の

結果が、達成度ということで示されています。今ご説明いただいたように、全て「中」ということで、評価がなされているわけですが、その理由とか、不十分だった点を今後どう取り組んでいくのかといった点も示されているものです。

最初に出てきた子ども虐待とか広場のあたりに関しては、実は事業計画とも重なっている部分がございますので、事業計画の法定計画とか、あとは後ろのほうに虐待など、計画をより充実させる施策ということで、これまで議論いただいたものも、ちょっと含まれているわけですが、

それではこの7つですが、どこのところからでも構いませんけれども、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

何かご意見ございますが。お願いします。

【委員】 4ページ目の様々な子どもの体験・交流事業の推進というページの達成度の「中」の4番目のところの評価で、「安全で快適な遊びの空間づくりの推進として、撤去が必要な遊具を全て撤去し、乳幼児用～小学生向け遊具を新たに13基設置した」というところで、ここの評価のところに、国立市はすごくインクルーシブ教育のところもおっしゃられているので、しょうがいがある子どもも遊べるような遊具が、ゆくゆくは増えていくといいなという希望がありますので、そういうのも今後検討していただけたらうれしいなと思うので、その一言といいますか。しょうがいがある子ども、公園で自由に遊べるような国立市の公園を目指していただけたら、うれしいなと思っております。

【会長】 ありがとうございます。4つ目は、児童遊園におけるという、危険な遊具か何かを撤去して、新たなものを設置したという形になりますかね。

【事務局】 はい。

【会長】 しょうがいのある子どもと一緒に公園で遊べるような、或はしょうがいのある子ども楽しめるように遊具というと、どんな感じの……。

【委員】 足とかが不自由な子どもでも何か、ただのブランコだと多分乗れないと思うんですが、何かこう……。

【会長】 カバーがこうあるような感じですか。

【委員】 立川の昭和記念公園にあるようなブランコのイメージなんですけれども、そういうところがあつたりすると、しょうがいがある子ども公園で遊べるのかなと思ったりすると、身近な公園で、体が不自由な子ども遊べる施設も、ここは乳幼児～小学生向けというだけの前提なので、仲間に入れてもらえるとありがたいなと思います。

【会長】 ぜひ、このあたりはまた、いろいろご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

何かございますか。

【施策推進担当課長】 今いただきました、これ主管課のほうにも、今日、こういう形で提出してもらったものを、ここで提示をさせていただいて、皆様からご意見をいただいたことを、主管課にフィードバックをして、そこで、こういう意見があつたから、今後の計画の中にそういうことを入れてもらえないかというような話をした上で、最終的には中間評価報告書という形を、審議会から答申という形で出していただくことになるので、委員さんからの意見も載せられる形をとりたいと思っておりますので、今みたいなご意見をいただければ、それに対しての回答も当然あるとは思っておりますけれども、そういう形で反映できるようにしたいなと思っております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 他にいかがでしょうか。

【委員】 あと、「主人公はこども」……。

【会長】 2つ目のところですね。

【委員】 児童館事業についてなんですけれども、中高生の利用がないだったりとか、キャンプの定員に満たないキャンプもあるということなんですけれども、そもそも中高生は児童館というものを多分、存在を知らなかったりとか、児童館だよりというのを実際、小学校には配布していますけれども、中高生に対する配布がないので、そもそも、いつ、どういうイベントがあるかというの、知らない状況だったりとか、キャンプも例えば、児童館だよりに低学年キャンプですよ、中学年キャンプですよという大きなことは載っているんですけども、青少年キャンプに関しては、そういうのが大きな周知というのもしないというので、感じるんですけど、多分、そもそもの周知として、大々的といいますか、市報に載せます。児童館だよりに載せます。今、若者が多く使っているSNSなど、何か周知の方法をいろんな方法で周知して、皆さんが、多くの人知ってから、どういうふうに動いていくというのが必要かなと思ひまして。もう少し周知の方法だったりとか、一つ一つの事業のつながりだったりがあると、ほんとにいいのかなと思ひます。

【会長】 ありがとうございます。

【施策推進担当課長】 ご意見ありがとうございます。ほんとにおっしゃるとおりで、中高生に対しての事業が非常に弱いのが現状です。児童館はゼロから18歳といいながら、児童館というネーミング自体が、小学生向けなんじゃないかとかという意見もありながら、愛称を募集したりとか、そういった具体的な行動もまだまだ全然とれていない中で、どうしても来る子どもたちが、学童利用の子どもたちを中心とした小学生なので、事業も小学生の事業にシフトしがちな部分がこれまでであつて。今、中高生の居場所の課題というのは、非常に大きな課題になっていて、国立市としても同様に考えておりますので、児童館を中心に、そういった部分のてこ入れをと思ひっております。

そういった中で、中高生用の放課後スタイルという印刷物、役所の中で印刷したカラーのものなんですけれども、これらを中学校に、中学生全員に学校で配布するようにしたりとか、そういう形で、少しずつ広報手段も増やしてはいるんですが、まだSNSの利活用というところまでは、正直まだ、市役所とか我々も、それ、あまり得意ではない部分もあつて、そういったところの研究がちょっと足りてないかなというふうには思ひしております。

いずれにしても、広報も当然ですけれども、中身の工夫とか、中高生に実際に参画してもらって、どんなことをやりたいのかみたいなことを今後、子どものいろいろな声を拾っていく活動をしていく中で、そういった居場所についてとか、中高生の声とか、そういったこともしっかり拾いながら、展開を図っていきたくと思ひています。ありがとうございます。

【委員】 矢川プラスが是非うまく活用されるといいと思ひます。

【会長】 そうですね。

【施策推進担当課長】 ありがとうございます。

【会長】 ちょっとそれに関連して、「主人公はこども」というところの理念の中間評価の5番目に、「中高生世代の児童館の認識をあらため」。中高生世代が児童館をどう認識しているのかあらためという、どっちなんですかね。中高生世代に対する児童館の認識を改めるのか。それによって全然違ふと思ひますけど。

【施策推進担当課長】 すみません。これ、意図としては、中高生世代の子たちが、先ほども申し

上げた、児童館は小学生の居場所というふうに思われている現状を、改善していきたいという意図での作文になります。

【会長】 そうすると、児童館自体がもう少し中高生向けのことをしっかりと、中高生の参加のもとで、新しく作り出していこうみたいな趣旨ですね。そうすると、今、佐藤さんがおっしゃったこととつながっているような感じがします。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】 あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進ということで、前々から思っていたことで、担当部課にお話伝えていただけるということで、ちょっとお話、よろしいでしょうか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 不審者情報とか、何かあったときに、今、小学校のほうで安全メールみたいなのを登録していると、情報が流れてくるんですけれども、そういう情報って、子どもが幼稚園に通っているころって、全く入ってこなかったんですね。国立市メールに登録していれば、入ってくるというのは知ったのが、小学校に上がってからです。何も知らずに公園で子どもたち、行っといでって遊ばせていた状況が、小学校に入って、こういうことって結構あるんだなというので、初めて知った状況がありまして。今もわりと学校メールが来ると、うちは隣が公園ですので、子どもたち遊んでいたら、「ちょっと声かけておいで。何か変な人、出たらしいよ」みたいな。今、子どもを使って、みんなにちょっと知らせるようにしているんですけれども、そういう情報って、ほんとに必要なのは今、公園で遊んでいる子どもたちだろうなというふうに思っていて、それを今そこにいる人たちに知らせる手段というのは、ないと思うんですね。

防災無線で、もしかしたら、声をちょっとかけるとか、そういうことができたら、抑止力にもなるでしょうし、もう少しそういう、今、近々の状況を何とかする仕組みというのがあったらいいなと思っていてまして。

【会長】 ご提案もですけれども、いかがでしょうか。不審者情報の連絡手段とか……。

【施策推進担当課長】 今のご意見を担当課のほうにも伝えてみます。どういうやり方がいいのか、できるのか。いたずらにあおることにもつながりかねないというのがありますし、小学校から発信される不審者情報とかは、子どもたちが、こんな人がいたよという報告なんかしたものを載せているので、実際には、わからないんですけれども、ほんとに不審者だったのかどうかという、子どもたちの主観で感じているものが学校に報告されて、それはもう注意をみんなですていこうね、ということの意味合いもあるので、そういう形で発信をされているわけなんですけれども。そういった部分もあるので、どういうふうに、今って、学校が先で、学校が発信をされたものとかが、防災安全課とか我々のほうでも認識ができるという順番になっています。なので、私どものほうでは、学童では同じようにメールを流したり、子育て応援アプリのほうでも、全部流すようにしているんです。なので、アプリを登録してくださっている保護者の皆様には、届くとは思うんですけれども、ただ今、羽生委員さんが言われたように、実際に公園で遊んでいる子どもたちが、アプリを持っているわけではないので、そこにちょっと届ける工夫というのが、今そこまではちょっと考えていなかったものですから、そこについては担当課のほうに伝えて、何がしかの工夫というか、できるかをちょっと検討する方法をちょっと提案してみたいと思います。

【会長】 ご提案ありがとうございます。

【委員】 5ページ目の国立市第五次男女平等・男女共同参画推進計画についての一番下のところ

に、「多様な性に関する施策として、市内公立小中学校では保健指導に合わせて小学校4年時及び中学校1年時に生徒への授業を実施している」というふうに書いてあるんですが、国立市はほんとにLGBTは、ほかのところに比べると、教育という意味では結構、進んでいるのかなという印象があって、すばらしいなどは思っているんですけども、多様な性って、ほんとに幼児さんから、ちょっと自分の性の違和感って感じている子はいたりして、4年生で授業があると、1年生から4年生の間に、何か違和感を持っている子は、ずっとやっぱり違和感を持っていて、それが自己肯定感につながらなかったりするとは思っているので、もっと早い段階で、そういう多様な性ということを知れるような授業みたいなのが受けられるというか、知られるようなきっかけが、いっぱいあるといいのかな……。もちろん家庭でもやっていけたらいいとは思いますが、ちょっと提案してもらえたらありがたいと思います。

【会長】 小4、中1というのは、何か根拠とかなんかあるんですかね。どうなんでしょうか。

【施策推進担当課長】 発達段階に応じてということが、そうですね。小林先生がいっぱいいますので、小林先生……。

【委員】 子どもたちがこのLGBTに触れるというのは、きっかけというのが必要なんですよね。きっかけがあって初めてそのことを意識する、必然性というんですよね。子どもにとっての必然性。小学校4年生の保健の授業で、性についてやるんですね。要するに男性、女性という性について。だんだん男の子らしさ、女の子らしさというのが、目に見えてとか、自分で感じる年ごろなんですね、4年生。そのときに、その性について関心を持ちやすいところで、性の学習をしています。そのとき、今までは男の子らしさ、女の子らしさの学習だったんだけど、男の子の中にも、心が女の子らしい子どもがいるんだ。それは別におかしいことではないんだ。そうやって、体の性と心の性が違うということを受け入れていこう。または周りも理解していこうというふうに、今まで学習してなかった内容を、今は入れているんですね。

そういう、いわゆる子どもにとって学ぶ必然性がある時期に行うことが効果的。小学校は4年生、中学校は1年生という意味なんですね。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 すみません。今のお話で、野島さんが言いたいのは多分、小さいうちから、そういう差別しない感覚というのを養っていったら、例えばさっきしょうがいのある方のことも出ているかと思うんですけども、やっぱり小さいうちにそういう差別を、意識を持たないというか、違うという感覚を持たないうちに、何かそういうことが伝えられていったら。別にそれはLGBTということだけにはとどまらないのかもしれないんですけども、みんな一緒というか。ということが、そういう教育がもうちょっと小さいうちからというか、そうされていったらいいんじゃないかというような思いを持たれているのかなって、さっきもちょっと意見を持ったのと。

あともう一つは、この問題って、すごく深いものなので、私もなかなか言えないんですけど、一番こういう人たちが言えないのが、親だということですね。一番味方であるはずの親に言えないということ言うと、家庭との連携というか、そういう保護者、受け止められるような理解を深めていくということも、何かあわせてしていくと。多分、学校だけではやっぱりできない課題で、社会であったりといった部分で、少しそういう働きが、あわせて、していけたりするといいんじゃないのかなと。さっきのレインボーとかに参加をしているということであるとは思いますが、もうちょっと家庭も含めて、していけるといいんじゃないかなというふうに思うんで。

あとちょっと、ここの文って、どこを目標にしているのかなと私は思っていて。おそらく制服をかえるということが目的ではなくて、ゴールはもっと違うところにあったりするのかなとなると……。ちょっとそんなことを思いました。

【会長】 ありがとうございます。なかなか難しいというか、子どもの心とか体の発達とか学びの進度に合わせて、4年とか中学1年時にやってというところの合理性と、あとは、こういうLGBTのことも含めた上での一人ひとりを尊重していけるようなものを、早い時期からやっていければというような。

【委員】 すみません。もう一つだけ。何かすごい、言葉がすごくこういうところ、捉えがちになっちゃうんですけど、LGBT庁内研修というところでいったときに、最後、2行目のところで、「適切な対応方法」という、適切な対応をしなきゃいけないのかというなんか、そういうことも、言葉のニュアンスなのかもしれないんですけど、何かそこで、もう既に差別というような方向に何か…。

【会長】 対応される存在みたいな感じ。

【委員】 「適切な対応」というのが、どういうことなのかなということも。何かすごく難しいことなので、そういう言葉も少し丁寧に使われたりしてもいいのかなということも、私なんかは少し感じました。

【会長】 今の部分で、何か事務局よりございますか。

【施策推進担当課長】 これも、主管課のほうには今のご意見伝えたいと思いますが、まさに先週ぐらいにこのLGBTの庁内研修が、管理職向けと一般職員向けのがございました。

その中で、「適切な対応方法」というところ、きっとあれの内容のときだなと思ったのが、グループワークかなんかで、窓口に来られた方が、明らかにお名前の形と、その方の格好に差があるという言い方、すみません。言葉が適切な言い方がチョイスできないかもしれないんですが、あったときに、お名前で、窓口でお呼びするべきなのとか、何かそういったいろいろなことを考える研修が、研修の中にありました。そういったことが、「適切な対応方法」ということの指し示しているところかなというふうに私自身は思ったところなんです。

ただ、今、委員さんがおっしゃったように、こうした言葉、表現自体が、何かこう、「対応方法」と書いてあると、技術的な、テクニク的なものに伝わる部分もあるかとは思いますが、そういうことではなくて、実際に受け手の方がどういう感情を思うのかとか、どんな気持ちで窓口に来ているのかとか、どんなふうに不安感を抱えているのかとか、そういったことをしっかり学んでいきましょうという内容で、やっている研修でもありますので、そういったことがちゃんと伝わるような言葉表現を選んでいただけるように、主管課のほうには話をしたいと思います。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【子ども家庭部長】 今、ご指摘があった「適切な対応方法」ということが、やっぱりちょっと違和感を感じる場所です。こういう方がいたら、こうしなきゃいけないみたいな。それはそれで、すべき研修なのかもしれないんですけども、なぜそうなのかというそこを思いが至らないと、その表現だけをやっても、多分だめだと思うんですね。

先週、26日の日曜日に人権擁護委員会と市の共催というので『いろとりどりの親子』という映画があったんですね。6組、家族が出て、自閉症を持つ方とか、ダウン症、低身長症、LGBTとか、いろいろな家族を映すというような映画なんです。

私、見たときに非常に感動といいますか、持って。そこを、対応方法を学ぶというだけじゃなくて、それを見て、どう感じるかということを理解しないと、ちゃんとした理解というのは進まないんだろうなというふうに思って、なので、職員が全員、こういうのを見たらいいねということ、どこかの会議の場でも発言させていただいたんですね。是非ちょっと見ていただきたい。なかなかでも、ロードショーでやっていないような映画らしいので。こういうのをやっぱり、年齢が低いと、理解というのは難しいかもしれませんが、非常に見ていい映画でしたので。やっぱり対処方法だけということじゃなくて、そういうのを学ぶ、見る、感じるということが必要なのかなというふうに思いますので、この辺はまた市長室のほうもお話をしたいと思っています。

【会長】　そうですね、何か支援するというそっちの立場から考えるんじゃないで、今ご説明いただいた映画なんかですと、その当事者がどういうことを感じたり考えたり、どういう生き方をしてきたのかという本人の立場で描かれているものを見ていくと、その人自身の立場に立ったことをいろいろ考えるきっかけになるかなんてことを、聞いていて感じました。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。ちょっと私のほうから、特に質問はあれですけども、一つだけ。矢川プラスの計画を策定するときに、中高生の意見も聞きながら取り組んできたというところが、矢川公共用地の検討事業のところですね。中高生との意見交換をしながら進めてきたということですけども、もうなされているかもしれませんが、中高生の意見を踏まえた上で、実際その計画の中で、どういう点が活かされて、具体化してきたのかというようなところも、ぜひ中高生にも伝えていただいて、中高生の立場に立って、こういうところを工夫してつくり出していくんだよというところを、計画の実行過程も含めて、一緒に進めていっていただけたらいいのかなと。こういった取り組みが、先ほどの児童館事業なんかにも、きっと活かされていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういう取り組みを進めていただきたいというふうに思いました。

そしたら、時間の関係もございまして、次のところに行きたいと思います。次は4つ目の「第三次国立市子ども総合計画」新規重点的取組みについてということで、それではまず資料のご説明をお願いいたします。

【事務局】　資料No.4をご覧ください。資料No.4のタイトルとしましては、「課題を抱える子ども・若者支援の推進」というふうに明記をさせてもらっております。こちらを今回、新規重点的取組みとして掲げさせてもらっておるんですけども、実はこのタイトルの件について、ごめんなさい。この件だけ事前送付できていなかったもので、少し丁寧に説明させていただきますが、現在の第三次計画の54ページに、既にこのタイトルについて、重点的取組み、もうあげさせてもらっております。が、第三次計画策定時点において、課題を抱える子ども・若者支援の対象としては、主にひきこもりに対するものが中心になっておりました。その後、計画策定後において、地域のつながりの希薄化等に伴う世帯の孤立化とか格差社会の進行、さらには子どもの貧困という問題について、明確化されてきたということが明らかになってきたところでございます。

その状況を踏まえて、ひきこもりの対策と子どもの貧困対策といったこの2つの事業に焦点を当てて、それぞれについて検討の会議を発足して、どのように対策していくのかを28年度から29年度いっぱいをかけて、やってきました。

その結果、今まで掲げている貧困対策だけでは、子ども・若者の支援については足りない。包含し切れていない。子どもの貧困についても、掲載していくべきであろうということ。また今、上げたこの2つについては、それぞれを単独に上げるのではなくて、こちら、両課題について、あらゆる要素

が複層的に絡まっている現状がある。あるいは、それぞれの要素について、地域のリソースとか、かわる地域資源等が重複している実情がある。あるいは、子どもの貧困についても、ひきこもりについても、これを対応すべき関係部署といったものも、また重複しているといったことが、これまでの検討の中でわかってきたところでございます。

ゆえに、これらを総合的に子ども・若者全体について支援するための会議といったものを平成30年度に発足いたしました。こちら、①番の発足の経緯の一番下にも書いてあるんですが、国立市子ども・若者支援連携会議を設置して、子ども・若者支援の推進に対しては、特に引きこもり対策、貧困対策を上げておりますけれども、その後の経過を踏まえて、強化して実施していくことをこの骨子で決めたところでございます。

事業内容は、その後において、子ども・若者支援連携会議、平成30年度で4回、令和元年度で1回、開催しております。平成30年度の時点における議題としては、地域のリソースが直接というふうには先ほどお伝えしているように、地域のネットワークを強化していかなければならない。では、どのようにネットワークを構築していく必要があるかといったことについて、議論をしています。

また、実態調査も、それぞれについて把握していかなければならないだろうという話はあったんですけども、なかなか具体的実態把握の手法等は見つからないといった中で、民生・児童委員さん等にご協力をいただくことはできないかといったことが、30年度時点のころにおいては、議題として上がってきたので、そういったことをここで記載しております。

また、子ども・若者支援連携会議主催という形で、平成30年度及び令和元年度に連続講演会、また連続勉強会について実施をさせていただいております。こちらを経て、子どもの貧困、あるいはひきこもり、ひきこもりの件がテーマとしては多いかもしれませんが、について市民周知、啓発を図っていくことを行ってきております。テーマ等については、ここに記載しておるとおりですので、ご確認いただければと思います。

このような形で計画策定以降に、更にたくさん広がってきている子ども・若者に対する課題について、対策を検討してきたところなんですけれども、いまだ、例えば窓口の所管とか相談対策のフローとかを適正な形で区分ができていないには、至っていないといったところは現状としてあります。こちらについて、窓口職員のスキル構築、スキルの向上とか、或は体制フローについて、さらに強化を図っていききたいといったことを考えておりますので、改めてこの重点的取組みの新規という形で、このような形で、方向性、今後については例えばひきこもり・不登校支援については、各部局の所管等で、それぞれ検討していくといったことを④番に示しているとおりになりますけれども、掲げていききたいと考えておりますので、新規という形で、ここに示させていただきます。

資料については説明、以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。新規ということで、少し丁寧にご説明いただきましたけれども、今の内容についていかがでしょうか。何でも結構ですが。

そうしますと、今後に向けてということで、これまで研修会とか勉強会、あるいは市民への啓発を兼ねて、今後、本格化していくということになると思いますけれども、まだ所管課については決まっていないという形なんですかね。

【事務局】 一応は既に、例えばひきこもりの支援部分に関していいますと、福祉部局においても或は子ども・子育て相談窓口を中心とした子ども家庭部においても、両課で担っているところではあるんですけれども、それぞれの線引きをどこで引いて、明確に連携をとれる体制をしていくかという

ところについては、まだ検討の段階ということでございます。

【会長】 ただ、今まさにこういった課題に苦しんでおられる方のいる課題ですので、令和2年度以降の方向性ということで、幾つかのプログラムなどを走らせていくということで示されていますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

【委員】 一つだけいいですか。

【会長】 はい。どうぞ。

【委員】 ひきこもりのことは出ているんですけど、子どもの貧困というところが、例えば講演会とかというところでは、あまり触れられてはいないんですけど、何か具体的なことも今後、考えていらっしゃるのでしょうか。

【会長】 子どもの貧困対策の部分ですけれども、いかがですか。具体化……。

【子育て支援課長】 子どもの貧困のほう、子育て支援課の子ども総合相談窓口のほうで所管をして、検討会のほうを実施させていただいております。その中で、普及啓発といったところございますので、すみません。こちらで記載が抜けていたので、また加えさせていただきますけれども、子どもの貧困のほうでも、講演会などを実施させていただいておりますので、また今後も、そういったものを検討していきたいというふうに考えておりますので、そちらのほうを適用させていただければと。

【会長】 おそらくひとり親家庭の支援とかいろいろ、こういったところとも重なってくるのかなという感じもしていますけれども。少し、この新規重点の中身ということで、具体的にちょっと書き込んでいただければというふうに思います。他にいかがでしょうか。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。今回、今日は最後の議題になりますが、3番の(3)「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みにおける「子どもの権利」の条例に関する継続審議ということで、こちらは前回の審議会でも少し議題に上げて、話し合っていましたけれども、ちょっと時間的にも不十分でしたので、継続審議ということで、まずそれでは資料の説明をお願いします。

【事務局】 資料No.5と資料No.6をご覧ください。資料No.5は、前回の審議会でも出させてもらったものと全く同じものがございます。重点的取組みとして上げている子どもの権利を守る体制づくりの推進と、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進、この5点について、まとめて達成度「中」とさせていただいた上で、今後の方向性についてまで記載させてもらっているものがございます。こちら、メール等で先にお渡しさせてもらっておりますので、細かいところの説明は省略をさせていただきます。

その中で、子どもの権利のあり方について、前回、審議会の中でご議論いただきました。その内容を資料No.6の資料のほうに記載させてもらっております。このNo.5の資料を付した上で、事務局のほうから、まず最初に補足説明させてもらった内容を四角囲み。その後で、委員の皆様から忌憚なく出していただいた意見について、下に羅列して記載させてもらっておりますのでございます。

こちら、ちょっと類型ができるほどに私どものほうがまだ整理し切れていないんですけども、基本的に、上げていただいた前回の意見の全てをここに載せているところでございます。

今回も、皆様のほうから子どもの権利がどういうふうに担保されていくべきか。守られていくべきか。権利の基本的なところについて、忌憚のない意見を皆様からいただきたいということを踏まえて、このような資料を用意させていただいたところです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。この子どもの権利というテーマについては、第三次国立市子

ども総合計画の中でも、子どもの立場に立って、子どもたちの権利、人権を守っていけるような仕組みをしっかりとつくっていかうということが、大きなテーマとして掲げられていまして、それで、子どもの権利を守る仕組みとしては、幾つかの総合計画の施策のところに関連させて、それを実現していかうということで、進めてきていました。

その中でも特に、これまで実現したものとしては、こちらのNo.5のところにも書かれていますように、国立市のオンブズマン制度がスタートして、子どもオンブズマンということで、子どもから直接相談を受けて、そして解決を図っていく仕組みというものがスタートしましたし、さまざまな子ども自身からの相談体制の充実を進めてきたとか、あと、これまでいろいろお話に出てきましたけれども、子どもが参加しながら、さまざまな子どもの施策をつくり出していかうなんていうところも、子どもの権利の具体化の一環かなというふうに思います。

それで、子どもの権利に関しては、子どもの権利条約ということで、日本も批准をして、児童福祉法が改正されて、子どもの権利の視点というものが児童福祉の理念に位置づけられましたし、あとは保育所保育指針なんかでも、子どもの最善の利益を考慮するなんていうことは、もう明記されていて、それは子どもの権利の視点に基づく保育ということになってくるわけです。そういった形で、いろいろところで浸透してきてはいるんですけども、もう少し子ども主体のまちづくりを総合的に進めていけば、よいのではないかとということで、子どもの権利にかかわる条例を定めることによって、もう少し、国立市が大切にしているこの考え方を国立市全体で共有したり、あるいは市民の方々と共有して、まちづくりを進めていけるのではないかと。

これまで説明がありましたように、子ども施策を担当する課も、子ども関連部局ということで、福祉もあれば、教育もあれば、まちづくりもあれば、保健や医療、ほんとに多様な部署にわたってきていますので、少し子どもの理念を共有しながら、子ども施策を進めていくためにも、そういった子どもの権利にかかわるような条例制定というものが、かなり効果的ではないかといったことがありますので、前回の話し合いでは、そういったことを前提として、じゃ、どんな感じで子どもの権利条例をつくり上げていけばよいのかということで、ご意見を出していただきました。

そのご意見ということで、本日、皆様にお配りしたNo.6ですね。こちらのご意見が、前回いろいろと出していただいたものということで、こちらと重なったご意見でも構いませんけれども、子どもの権利を守る体制づくりの推進に向けて、あるいは子どもの権利条例の制定ということも見据えた上で、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。何でも構いませんけれども、ご意見でもご質問でも構いませんが。

他の自治体で、子どもの総合的なこういう条例をしっかりとつくって、自治体施策を進めているのは、全国的には50カ所から60カ所ぐらいあって、さまざまな担当部署にわたりますし、例えば担当課の職員が、もし異動でかわってしまったとしても、あるいは首長がかわってしまったとしても、子どもの権利とか子どものことを真ん中に据えて、施策を推進していくという意味では、条例を持っていると、そういったことに左右されずに進めていけるというメリットは、各自治体が感じているようですけれども。

いかがでしょうか。質問でも結構ですが。吉田委員とか、いかがですか。

【委員】 子どもが話しやすい人材育成というか、それこそ先ほどお話があったように、悩みをなかなか話せない。虐待を受けているお子さんとかいたりすると、親にはなかなか話せない。で、学校の先生には話しやすい先生もいれば、そうじゃない先生もいたり、学童の先生も話さない。そうい

う子どもが話しやすい、そういう、いつもかかわって、信頼が得られるような人がいると、子どもたちがいろいろ話がしやすいんじゃないかな。全く知らない人に話すと、なかなか子どもは勇気が要るといふか、そこまで能力的なものはあるかという、なかったりすると、見守っていてくれる、それが全部の地域にわたるといふ、なかなか大変なことなんですけど、でも、民生委員さんが回ってきて、地域の公園でおしゃべりしたりということであつたりとかあるんですが、なので、いらっしゃるところにとっては安心感があつて、なのかなというふうな感じしますね。

【会長】 子どもに寄り添って、伴走して、子どもが、自分が安心して意見を言えるような何かこう身近な人が……。保育所とか幼稚園には、そういう先生はたくさんいらっしゃるとは思うんですけども、地域の中でもという感じでしょうかね。

この子どもの権利を守る体制って、すごくテーマが広いので、子どもの権利内容自体が、もう包括的な、さまざまな権利を含んでいますので。でも今、吉田委員がおっしゃったように、子どもが、自分が今、感じていることや悩みをしっかりと意思表示できるということは、かなり子どもの権利内容の中では、中心的な中身になってくると思いますので、そういったものをどう具体化していくのかみたいなのが、問われてきますし、それは、こういう条例をつくるということによって加速されていく可能性も、もしかしたらあるかもしれないというふうには思いました。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

【委員】 感想的なことでもいいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 今の話もそうだと思うんですけど、話を聞くよということはあるかと思うんですけど、その先生、その人だったら話したいと思えるような、そういう、何か私たち側がなっていないといけないんだろうなというふう思うんで。研修なんかでも、何かそういう心の豊かさが、私たちも整っていくような、そういう研修ができたらいんじゃないかなという。「話してね」じゃなくて、話したいって思ってもらえるような、だったらいいかなというのの一つと。

あと、これは皆さん、いろいろあるのかもしれないんですけど、ここでも事務局より補足ということで、「また、不登校や不登校予備軍と呼称される児童数も、中学生のみで33万人と言われていて」と、こういう文章を読むと、不登校がいけないことなのかって、何かそういうイメージを持ってしまうんですね。不登校になることは、だめになってしまうのかという。そういうイメージをすぐとりやすくなっていくかなというふう思うので。もちろん、不登校という言葉を使わなきゃいけないのかもしれないんですけども、そのスタンスとして、不登校になつたらいけない。だめな人間になってしまうというか。何かそういうイメージを持たないような、何かそういう。それはもう、さっきの言葉のことだけになってしまうのかもしれないんですけども、こちら側のスタンスというか、何か、いうイメージを持てるようになったらいいんじゃないかなという。何かいけないことという。私自身もそう思っているのかもしれないんですけど、皆さんはそうじゃないと思っているかもしれないんですけど。ひきこもりという言葉も、そうかもしれないんですけど。

【会長】 なかなかそのあたりは、そういういろんな子どもが、この文章を読んで、どう思うのかというところも踏まえて、表現していけると、一番いいかもしれないですね。

【委員】 それはだからイメージというか、こちら側の考え方の持ち方なのかもしれないんですけど。何かそういうような文章であつたり、そういうような思いが伝わるようなものになっていったら。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】　　きっとそれは子どもが悪いわけではなくて、大人とか社会の問題だったりすることも多いのに、子どもには不登校というレッテルが張られてしまうという。ちょっと違うのかなど。

【会長】　　先ほどの事業計画の副題にも、きっと関連してくるんでしょうけれども、子どもにとって、さまざまな学びの場を自分で選び出していけるような感じになっていくといいとは思いますが、子どもも。ありがとうございます。

【委員】　　要するに今、社会的に、子どもたちが今、いろんなところでそうかもしれないですけど、子ども、そういう若い世代が大人たちに訴えていくということが今、多くなってきていますよね。ローマ法王のときも、福島の子どものローマ法王に手紙を送って、私たちこんなに、何かこう、つらい思いをしているんです。福島だっていうふうに言えないんですというようなことをローマ法王に手紙を送ったりということがあったりとかするんですけど、それって、私たちの問題なんですかというふうに若い世代が、大人に対して今、投げかけをしている時代じゃないかという気がするんですね。そういうことに、大人はやっぱりどう、環境のこともそうかもしれないし、いじめも、子どもたちの問題なのかということ子どもたちは今、言っているんだと思うんですよね。だから、何かそういうことを受けとめてあげられるような、何かそういうものになっていったらいいんじゃないかな。子どもの権利ということについて。

【会長】　　子どもの権利という視点でいうと、大人も子どもも、こういうまちをつくったりしていくための対等なパートナーという考え方がありますので、地球環境問題でいろいろ発言しているグレッタさんのことも、そうかもしれませんし。

【委員】　　そうなんですよ。

【会長】　　そういう、いろいろ子どもたちが感じたり考えていることを、しっかりと受けとめていけるような仕組み、それはさっき吉田委員がおっしゃったように、もう身近にいる一人ひとりの大人が変わっていく必要があるのかもしれないけれども、そういった部分とも関連してくるかなというように思って、聞かせていただきました。ありがとうございます。

他にどうでしょうか。そういった考え方が国立市のスタンダードになっていくために、こういった子どもの権利を守る体制づくりをさらに進めていくということが必要だと思いますし、国立市のスタンダードというよりも、子どもの権利条約ということで、国際的な法律化がなされているわけですから、ある意味、グローバルスタンダードを、国立市がどう取り入れていくのかという話かもしれませんけれども。

直接、関係していない話でも構いませんけれども、いかがでしょうか。あるいは何か質問でも結構ですが。佐藤委員とか、何かございますか。

【委員】　　ありがとうございます。ちょっと何か、少し大卒なイメージが、大卒な今、捉えなきゃいけないところで、私もうまく意見ができていないんですけど、先ほどほかの委員の方がおっしゃったように、まず子どもが発信できる人がいるほうがいいし、子どもが生きる居場所が、学校と家庭と、あと学童だったり、保育園だったりというのはあると思うんですけど、居場所、話せる人と居場所があったほうがいいと思いますし、その居場所があるためには、それを維持しなければいけないので、維持しなきゃいけない、維持できるような居場所をつくっていかなくちゃいけないということは、一つ大きいと思います。

あともう一つは、私、通信制の高校に勤めているんですけど、不登校経験のある子がたくさん入ってきているんですけど、先ほどお話があったように、不登校というと、すごくマイナスイメージを

自分自身も、あと家族の方も持っていらして、それはある意味、そういう面もあるんですけども、全日制の学校のほうが多いわけですから。ただ、その子たちを見ていて思うのは、長い人生の中で、なかなかうまく周囲と溶け込めなくて、学校に行けない時期があるんだけど、それが永遠に続くかということ、そうでもなくて、体調が整って、あるいはちょっと前向きになれて、またかわりを持つとうというふうに思えるようになる子も、たくさんいますし。それがいいか悪いかという問題あるかもしれないんですが、いろんな場所があって、いろんな生き方があるというのを伝えられるような情報提供というのが必要なのかなと。

通信であっても、高校卒業の資格は取れるわけだし、大学だって通信の大学もあるし、高認試験何とかもあるし、いろんなルートがあるという情報を伝える必要があると思うので、子どもたちにとっての話せる人と居場所と、情報提供をどうやってやっていくかというのが、重要なのかなと思います。具体的じゃないんですけど。

【会長】　でもやっぱり、不登校ということに対するマイナスイメージもありますので、不登校になってしまったということで、例えば家にひきこもってしまった子どもたちは、何か居場所につながって行って、いろいろな生き方があるとか……。

【委員】　そうです。

【会長】　あるいは、いろんな情報を知ることによって、やっぱり変わっていきますかね。

【委員】　そうですね。社会とかかわりがあることで、学ぶことというのがあると思うので、どこかにはやっぱりつながっていったほうがいいとは思いますが。すみません、ちょっと抽象的で……。

【会長】　いえいえ。そういった子どもの居場所とか、しっかりと今、例えば苦境に立っている子どもがいた場合に、必要な情報を伝えていくとか、そういったものをしっかりと具体化していくと。これがでも、子どもの権利というところと、どうつながっていくのかということになると、子どもの命の権利とか居場所の権利とか休む権利とか遊ぶ権利とか、いろいろな権利内容が示されていますので、おそらくそういう子どもの権利の内容と照らし合わせて、まだ、こういうところが国立市の中では不十分じゃないとか、もう少し子どもたち一人ひとりの意見を聞いてというところで、権利というものと照らし合わせながら、施策を前進させていくみたいなことは、可能になっていくかもしれないですけどね。

いかがですかね。

【委員】　子どもの権利のさっきの生きる権利というところにつながるんですけども、産まれたての赤ちゃんが亡くなるという事件、今年に入って、もう何件か続いていて、妊娠がわかって、女性が人知れず、この子がいなくなれば日常に戻れるみたいなのところがあって、トイレで産んだりとかで、産まれた日に亡くなるという子が一番多いので、産まれた赤ちゃんの命を守るということを考えると、妊娠中からのフォローはできるような体制が、とても大事だと思うので。そういう望まない妊娠をした女性を責めるのではなく、その方が責められないような体制づくりだったり、その子が産まれた後、この前、国立市のやった赤ちゃんポストの命のお話も、私も聞かせていただいたんですけども、そういうふうに、子どもって、自分で言える子どもたちよりも、もっと前の赤ちゃんたちはお世話が足りない、自分の命を持続することはできないので、そこら辺も含めた子どもの権利を守る体制づくりが、できるといいなと思います。

【会長】　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。小澤委員とか、何かございますか。いかがですか。

【委員】 基本的に、子どもの権利条約ということは、大人に対する縛りになるというものである必要があるわけですね。

【会長】 そうですね。

【委員】 子どもは、基本的に権利とか義務とか言われても、まだその概念からして知らないですから我々大人が、これは子どもの権利を侵すことになるから、こういうことはしてはいけないのであるとか、要するに大人に対する縛りであるということを十分に考えた上で、つくっていくべきものではないのかなというふうに思うので。その中であって、そういうしっかりとした枠組みさえしておけば、あとはいろんなことというのは、社会の変化に応じていろいろ出てくるので、その都度、その都度、それについてのことは、細かいことで細則的な部分で考えていけばいいのであって、大枠はしっかりと基本の理念というのをちゃんと謳って、こうあるべきなんだよという部分をするのが、一番でないのかなというふうな感じが一点。あんまり最初のうちから細かい部分にこだわってしまうと、なかなか、話が広がり過ぎて……。

【会長】 そうですね。

【委員】 共通項の部分を引きちと押さえていったほうがいいのかというふうな感覚はありますね。話せば話すだけ、いろんな問題が出てくると思うんですね。

【会長】 そうですね。今、小澤委員がおっしゃったように、子どもの権利というのは、逆に言うと、子どもの権利に示されていることは、大人にとっての子どもに対する義務みたいなものが書き込まれているものになりますので。じゃ、大人として、どう子どもの権利を尊重していくのかという、そのあたりが一番中心的となる部分をしっかりと明記して共有して、その考え方に基づいて具体的な施策というものを、時代状況の変化なんかに応じながらつくり上げていくという、その基本方針というか枠組みみたいなものが、できるといいですね。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。事務局から何かございますか。

【施策推進担当課長】 理念の部分でいえば、今、国立市としては平成31年4月に人権条例が出されて、そこには「すべての市民」とあるので、子どもも含まれるわけですがけれども、今、小澤委員さんから出たように、大人が子どもたちの権利とか、基本的にある、権利条例にもある権利のことというのをしっかりと認識していなかったりとか、権利条約のことも「知っている」と答える人の割合が100%では決してないわけで、そういった状況がある中で、でもやっぱり大人が子どもを育てていたり、育てられる状況にいろいろな課題があったりして、なかなか生きづらい大人が子どもを育てるときに、子ども自身の権利を侵害しているような状況を生んでしまうようなこともあるので、子育て支援策等についても、やはりしっかりと方向性を、条例とかに基づいて子育て支援策ということもちゃんと考えていくことによって、最終的には子どもの権利を守っていくことにもつながっていくということもあるんだろうなというのは、いろいろな方からお話を伺う中でも感じているところです。

今もちろん、子どもの権利に関する条例を持っていない中でも、子どものために、また子育てをする皆さんのためにということで、さまざまな施策とか事業とかを打ってはいくんですけども、それが、先ほど会長のおっしゃったように、いろんな状況によって左右されてしまうようなことがないように、基準となるものというのが明確に示しているほうがいいのかというふうに思ったりは、個人的にはするところです。

【会長】 子どもの権利条約にも、親の第一義的な養育責任というのが示されていて、でも今、おっしゃったように、親がなかなか子育てをうまくできないときには、親の第一義的な養育責任をしつ

かりと下支えするような自治体とか地域とか周囲の人たちの助けが、必要なんだというような書き方がされていますので、子育て支援ともつながってくるわけですね。ありがとうございます。

ちょっと今日、駆け足でいろいろ進めてきましたけれども、また何か全体を通して、もしご意見等ございましたら、いかがでしょうか。

それでは予定の時間、ちょっと過ぎているんですけども、次の次第の4番目、今後のスケジュールということで、よろしくお願いします。

【事務局】 それでは、資料No.7をご覧ください。次回の審議会は2月20日を予定させていただいております。ここのタイミングで、本日まで皆様にご審議いただいた総合計画の中間評価について、支援事業計画の地域子育て支援事業を見開きで、事業の現状と、今後についてを示しているページのような形で、見開きページになるかと思いますが、各所管からの自己評価と、2カ月の審査で皆様からいただいた意見というのを並列して見れるようなスタイルで少しまとめて、こういう形で中間評価の報告として上げたいといったものをお示ししたいと思っております。

でき次第、また皆様にはメールで、まず先に順次お送りして、ご確認いただくような形をとっていきたく思っておりますが、その際にまた追加でご意見等が出る場合あるかと思っておりますので、そこはまた忌憚なくご意見をいただければ、2月20日の機会において、それもあわせて再度ご審議という形をとっていただくのが、一番よい道かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その前に、すみません。こちら、2月13日に市長と、会長の予定を先ほどこちらでお預かりさせてもらって、今日、最終審議いただきました第二期子ども・子育て支援事業計画と、この中に入っております第2期国立市放課後子ども総合プランについては、先に答申式をとり行わせていただきたいと思っております。2月13日の木曜日で14時から、場所は国立市の市長公室を予定しております。もし、このタイミングでお時間がよろしければ、事務局のほうにご一報いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、第9回の日程は3月〇日という形にしておりますが、こちらも中間評価の答申式をここで予定させていただくところとなりますので、こちらもちょうと市長との日程等を合わせて、また改めて皆様に連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

スケジュールは以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。その他、これまでの中身も踏まえて、何かお伝えしたいこと等ございますでしょうか。

それでは、本日も貴重なご意見をいろいろ出していただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

— 了 —